

「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）<u>及び（4）</u>の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1) 認知症総合戦略加速化推進事業 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。 ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）、<u>都道府県</u>を越えた広域のネットワークの構築 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。 ・ 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村と</p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1) 認知症総合戦略加速化推進事業 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。 ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）を越えた広域のネットワークの構築 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。 ・ 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村と</p>

の課題等の共有のための会議の開催

- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の検索活動を行う模擬訓練の実施
- ・ 都道府県を越えた広域での普及・啓発の実施や行方不明認知症高齢者が発生した際の共通の検索のガイドライン・様式の作成を進めるための会議の開催等

#### イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいをづくりを推進する。

##### (ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

##### (イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

#### ウ 管内市町村における認知症施策の取組の向上・強化

管内市町村に医療・福祉等の専門職を派遣し、管内市町村の認知症施策の取組について、指導・助言を実施する。また、都道府県内の認知症施策に係る取組について、医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

の課題等の共有のための会議の開催

- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の検索活動を行う模擬訓練の実施等

#### イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいをづくりを推進する。

##### (ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

##### (イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

#### ウ 管内市町村における先進事例の収集・普及及びその加速化

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組について、専門職を管内市町村に派遣し、個別支援の対応手法や地域の課題解決に向けた対応のための指導・助言の実施

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の先進的な取組や課題を共有する会議等の開催

・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

## (2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

(ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。

(イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。

(ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。

(エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。

・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

・ ア (ア) の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員設置市町村と未設置市町村との課題を共有する取組等の実施

・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

## (2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

(ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。

(イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。

(ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。

(エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。

・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

・ ア (ア) の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・

頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

#### ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

#### エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

#### (3) 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること

頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

#### ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

#### エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

#### (3) 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること

等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 意思決定支援に関する普及・啓発

- ・ 介護保険サービス事業者等向けに、意思決定支援の理念や先進的な事例を共有するための研修等を開催し、認知症の人の意思決定に配慮するための意識の醸成を図る。

エ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

(4) 若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーター

等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

(4) 若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーター

ネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

#### イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

##### (ア) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県等管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県等と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県等は、本会議の設置にあたっては各都道府県等に設けられ

ネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

#### イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

##### (ア) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に設けられている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハロ

ている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハローワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

#### (イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県等商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

#### ウ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援

若年性認知症の人が、これまでの経験や残された能力を活用して、例えば農作業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等に携わり、地域において役割を担うことを通じて、「生きがい」をもった生活が送れるよう、若年性認知症の人が集まり定期的に行う社会参加活動を支援する。

#### (ア) 具体的な取組例

- ・ 都道府県等が適当と認めた事業者が行う若年性認知症の人の社会参加のため

ネットワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

#### (イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

に行われる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等の活動（以下「社会参加活動」という。）に対する支援

- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言や、十分なノウハウを有していない若年性認知症の人に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ 都道府県等が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動に関する好事例を収集し、関係者で共有するなどの意識啓発
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援

(イ) 実施に当たっての留意事項

- ・ 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、以下①から⑤については当該事業費の補助対象外とする。

① 維持管理費

- ② 都道府県等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用

③ 介護保険サービスの一環として行われる社会参加活動に当てられる費用

- ④ 国からの補助金、交付金等を使用して行われる社会参加活動の取組に当てられる費用

- ・ 社会参加活動は、アの若年性認知症支援コーディネーターの活動の一環又は連携しながら行われる必要がある。また、活動地域の認知症地域支援推進員とも連携を図ることが望ましい。

- ・ 支援の対象となる社会参加活動は、営利を目的とするものではないこととする。

- ・ 社会参加活動に参加する利用者は、若年性認知症の人を中心としつつ、若年性認知症の人以外の認知症の人が参加することを妨げない。

- ・ 社会参加活動で農業を行うに当たっては、都道府県農政部局と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するよう努めることとする。

エ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県等において若年性認知症施策を進める上で

ウ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基

<p>基礎的なデータを収集するため次の取組を行う。</p> <p>(ア) 各都道府県等管内の若年性認知症の実態調査 若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施</p> <p>(イ) 若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握</li> <li>・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有</li> </ul> <p>4 実施上の留意事項</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号）及び任意事業（同条第3項）と効果的な連携を図ること。</p> <p>(2) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例については、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。</p> <p>(3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>礎的なデータを収集するため次の取組を行う。</p> <p>(ア) 各都道府県管内の若年性認知症の実態調査 若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施</p> <p>(イ) 若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握</li> <li>・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有</li> </ul> <p>4 実施上の留意事項</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号）及び任意事業（同条第3項）と効果的な連携を図ること。</p> <p>(2) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例については、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。</p> <p>(3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
---	---